

環境犯罪対策の推進について

(平成11年5月17日岩生安発第64号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

昭和61年より実施してきた、「公害捜査の日」は、十数年にわたる取締りの結果、多くの実績を収めてきたところであるが、最近、ダイオキシン等いわゆる「環境ホルモン」を始めとする各種の環境問題が社会問題として取り上げられるなど、国際的にも環境保全への取組の強化が求められている。

また、一方では、産業廃棄物の不法投棄やこれに絡む暴力団の介入、その他各種悪質な自然破壊行為が後を絶たないことから、これらの事犯に対処するため、本年4月5日付けで、生活安全局長通達「環境犯罪対策推進計画の策定について」(警察庁丙環発第15号)が発せられていたところである。

県警察としては、本県の豊かな自然環境の保全及び県民の快適な生活環境の維持を図るため、産業廃棄物の不法投棄等特に悪質な環境破壊事犯を「環境犯罪」としてとらえ、その取締りを「ふるさと岩手環境保全作戦」として強力に推進することとしたほか、従前の「公害捜査の日」を発展的に改め、新たに「環境犯罪捜査の日」として指定することとしたので、各署にあっては、署情に即した具体的推進実施計画を策定し、保健所、市町村及び団体等との連携を密にして「環境犯罪」の防止に関する諸施策を推進するなど、その効果的な取締りに努められたい。

記

1 環境犯罪について

環境犯罪とは、産業廃棄物の不法投棄事犯、野焼きを伴う廃棄物事犯、野生動植物の不法取引事犯等のほか、水質汚濁防止法違反等いわゆる公害事犯を含み、広く環境を破壊する悪質な犯罪をいう。

2 推進事項

地域住民の環境犯罪の防止等に関する認識を高揚し、関係機関及び団体等との連携を密にして環境犯罪の防止に関する諸施策を実施し、併せて、「環境犯罪捜査の日」における捜査活動を推進することにより、環境犯罪の一掃に努めるものとする。

3 組織

(1) 環境犯罪連絡会議

本部生活保安課及び知事部局関係所管課との連携強化を図るため、岩手県環境犯罪連絡会議を組織するほか、各警察署にあっては、署情に応じて生活安全課並びに保健所、市町村及び内水面漁業組合、農業協同組合等を構成員とする署環境犯罪連絡会議を組織し、環境犯罪の防止に関する諸施策の推進及び情報交換を行うものとする。

(2) 環境犯罪捜査班

生活安全係、地域係を主体に可能な限り署員を配置して拳署一体の体制により、環境犯罪の防止、取締りに関する活動を実施する環境犯罪捜査班を編成し、主に「環境犯罪捜査の日」に捜査活動に従事するものとする。

4 「環境犯罪捜査の日」の指定

従来「公害捜査の日」を「環境犯罪捜査の日」と改称し、毎月第2水曜日を「環境犯罪捜査の日」として指定する。但し、実施内容又は署情により指定日に実施できないときは、振り替え指定日を指定して実施するものとする。

5 配意事項

県民の環境犯罪予防に関する意識の高揚を図るため、各種の環境犯罪に関する広報啓発活動を推進し、環境破壊事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、自然公園法等いわゆる環境関係法令の適用のほか、鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律、水産資源保護法、河川法、国土利用計画法及びその他の法律の幅広い活用に

より、悪質な環境犯罪を摘発することにより、本県の豊かな自然環境の保全及び快適な生活環境の維持に努めること。

6 その他

本通達に基づく環境犯罪捜査の日に実施すべき事項及び報告等については、別途指示する。